

令和7年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	牛根麓漁港水産流通基盤（特定）整備工事（補正R7-1工区）
工 事 箇 所	垂水市牛根麓地内
港 湾 名	牛根麓漁港
工 期	255日間

【閱覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳（金抜）※	○

※は参考資料である。

◎本閱覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 係	河川港湾課港湾漁港係
-------	------------

【留意事項】
従来の「閱覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閱覧設計書に添付しています。
○鹿児島県 土木部

電子閱覧	電子メール閱覧
------	---------

特記仕様書

工事名：牛根麓漁港水産流通基盤(特定)整備工事（補正R7-1工区）

工事場所：垂水市 牛根麓地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部・令和7年10月) |
| (2) 土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部・令和7年10月) |
| (3) 土木請負工事必携 | (鹿児島県HP掲載内容・契約時点) |
| (4) 工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知) |
| (5) その他関係法令規則等 | |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

土木工事共通仕様書および特記仕様書内の各種様式及び実施要領等については、鹿児島県ホームページ（>分類から探す>社会基盤>公共事業>技術管理・検査）から取得できる。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

第3条 その他【港湾漁港（工事）】

※別紙参照

施工条件明示（特記すべき事項）

基本事項	明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
	契約工期	・契約工期は、255日間とする。	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○
		（令和7年度予算繰越承認済み）			
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	-
		〇〇日、〇月〇日まで			
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事（4週8休以上）	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	○
		（港湾漁港工事：4週8休）			
	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	-
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	-	○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・中間前払金を請求することができる。 ①工期の2分の1以上を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。	契約書 第35条	-	○
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	-	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	○
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		-
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		-	
法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○	
中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	○ -	
	・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和6年7月24日通知 参照）				
施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10	1-8	○	
		11-7-1-7,8	11-70		
熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	—
	①工事全体で制約			
	②現道上の工程で制約			
	③積算しない			—
施工箇所所在	・施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
	「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」			
	一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定			
現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	○
CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	○
地域外労働者確保 (地域外経費)	・労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	—
	・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域）、十島村（全域）、獅子島、口永良部島、 加計呂麻島、与路島、請島の工事	特記事項	—	—
	・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事	特記事項	—	—
国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○
快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	○
三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	—
	・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事			○
危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 大隅地域振興局（守衛室） 緊急連絡先： 0994-52-2071	特記事項	—	○
不当介入	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工程関係	河川区域制約	・令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—
	占用物件など	・令和〇年〇月〇日までに、NTT電柱移設が完了予定である。	特記事項	—
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等による作業不能日数を見込む。 (供用係数：1.65)	特記事項	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
	他工区との調整	・先行している工事の工期は、令和〇年12月〇〇日完成を予定しており、着手は、令和〇年1月〇日から着手となる。				特記事項	-	-
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。				特記事項	-	-
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。				特記事項	-	-
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難しい場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：				特記事項	-	-
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロンマによる打込み、電動式パイプロンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	-	-
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。				特記事項	-	-
工事関係	I C T 活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上				試行要領	-	-
		・受注者希望型（土工）						-
		・受注者希望型（作業土工（床掘））						-
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））						-
		・受注者希望型（小規模土工）						-
		・受注者希望型（法面工）						-
		・受注者希望型（舗装工）						-
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））						-
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）						-
		・受注者希望型（地盤改良工）						-
		・受注者希望型（河川浚渫工）						-
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））						-
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））						-
		・受注者希望型（基礎工）						-
		・受注者希望型（擁壁工）						-
・受注者希望型（コンクリート堰堤工）				-				
コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	-	-	
	呼び強度	スランブ	空気量	粗骨材最大粒径			-	
	使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他			-	
							-	
スランブ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランブ値について				共通仕様書 11-7-2-9	11-81	-	
シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				共通仕様書 11-7-2-6	11-80	-	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 ○○○線⇒市道○○線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	—	—
	・○道○○号は、○○市との協議の結果、○○t以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	—	—
	・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日○○回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	—	—
仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m、延長L= mで計画している。これにより難しい場合は、別途協議するものとする。	特記事項	—	—
工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	—	○
	・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板			—
仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○○年○○月○○日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	—
	・本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和3年○月発注予定）及び○○○工事（令和3年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			—
ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	○
過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○
クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の目標賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	—	—
遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	○
建設副産物	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所：鹿児島市黒神町4805番地内 処分場名：(株)奥山産業 捨土場所 運搬距離： 3.80 km その他：	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目
	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		共通仕様書 11-7-1-21	11-75
①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 (土木) の運用	-	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
	※受注者により記入		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
	⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。							
②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地				
再生資源の利用	資材名	規格	備考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	-	
	再生切込砕石	RC-40	舗装工				
建設発生土の利用	・○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。			共通仕様書 11-7-1-22	11-76	-	
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	-
①指定副産物	コンクリート	(有)上津砕石	垂水市二川768番地	L=8.8km			
	アスファルト	(有)上津砕石	垂水市二川768番地	L=8.8km			
②一般廃棄物	木くず						
	刈草・選定枝葉						
建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	-
①処理概要							
②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	品質基準	コーン指数					
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）					
		特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目		
	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離					
建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地					共通仕様書 11-7-1-21	11-75	-		
②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分								
③その他 仮置き等必要条件									
舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-24	11-77	-		
根株、伐採木等の利用 発生工事 利用工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	-		
	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。							-	
その他 関係機関との協議	・本工事の着手にあたっては、関係機関等との連絡調整及び諸手続きを行うこと。 手続き等が整った後、監督職員にその内容を報告し、進捗管理に努めること。 (関係機関：海上保安庁、当局建設部建設総務課管理第二係、農林水産部農林水産総務課総務企画係等)				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	○		
	施工体制点検業務への協力						共通仕様書 11-7-2-4	11-80	-
	路上工事の縮減						特記事項	-	-
①お盆				-	-				
②年末年始				-	-				
③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）						-			
漁協権者との調整	・工事着手前に、牛根漁業協同組合等の漁港施設利用者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、当該工事の理解と協力を得ること。				特記事項	-	○		
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	-		
	現場発生品名		引渡場所						
支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	-		
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所					
部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 (1) 部分使用範囲：別添図のとおり (2) 目的： (3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	-	-		

第3条 その他【港湾漁港(工事)】

1. 施工環境監理者の配置

- (1) 本工事には、施工環境監理者を配置することとする。
- (2) 施工環境監理者の資格については、次のいずれかを有する者とする。
 - ア) 技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者
 - イ) 社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格、水産工学技士として登録した者
- (3) 施工計画書で記載する業務内容については、以下を基本とする。
 - ア) 周辺海域の自然環境に対する検討

請負者は、発注者が示す資料等や漁業者等のヒアリングにより、工事場所周辺における自然環境や動植物の生息環境の把握に努め、作業時期や作業方法等について、具体的な環境対策を記載すること。
 - イ) 環境改善等の技術的提案

必要に応じて、藻場の拡大や生物環境の改善に繋がる可能性を有する技術的提案を行うこと。
- (4) 施工環境監理者は、海上作業の環境対策に係る指導を行うこと。
- (5) 施工環境監理者は、周辺海域への環境影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示があればそれに従うこと。
- (6) 施工環境監理者は専任とするが、密接な関係にある2件以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、兼任できるものとする。
- (7) 施工環境監理者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人と兼務できるものとする。
- (8) 実施体制の表示は、施工計画書の現場組織表に施工環境監理者の氏名を記載するとともに、水産工学技士の有資格者は、技術者の資格者表に登録番号を記載のこと。
- (9) 工事現場内においては、資格証明書等（工事名・工期・顔写真・所属会社・社印入りの名札）を携帯すること。

-記載例-

氏名	職名	経験年数	資格種別及び合格番号	備考
	現場代理人	年	1級土木施工管理技士()	
	主任技術者	年	1級土木施工管理技士()	
	監理技術者	年	1級土木施工管理技士()	監理技術者資格(第)
	施工環境監理者	年	水産工学技士()	



監理(主任)技術者[施工環境監理者]

氏名 ○○ ○○

工事名 ○○工事

工期 自○○年○○月○○日
至○○年○○月○○日

写真 2cm*3cm 程度

会社 ◇◇建設株式会社 印

2. 潜水技士及び海上起重作業管理技士の配置

請負者は、本工事の安全、的確、円滑な施工を確保するため、以下の配置要領に基づき、潜水技士及び海上起重作業管理技士の配置を適正に行うこと。

- (1) 港湾工事等潜水作業従事者配置要領
- (2) 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

3. 工事中用基準高等

本工事に使用する工事中用基準高及び潮位は、以下のとおりとする。

- (1) 工事中用基準高（図示）

K.B.M = +4.274m

- (2) 潮位

H.H.W.L = +3.80m

H.W.L = +2.90m

T.P = +1.40m

M.L.W.L = +0.70m

L.W.L = ±0.00m

4. 石材

- (1) 石材の種類等は、次表のとおりであり、規格寸法・比重・強度は、JISA5006相当品とする。
- (2) 材料使用承認願いには、公的機関の実施した石材圧縮強度試験成績証と石材の産地等の判る写真を添付すること。

また、監督職員は必要に応じ採石場に出向き、確認することができる。

- (3) 現場に搬入された石材の中から、原則として一工事につき最低1回及び1万m³に1回、産地毎に抜き取りして、比重・強度等について同質のものか確認する。

確認方法は、JISA5006の試験法によること。

種類	規格等	規格の目安	内部摩擦角	圧縮強度 (N/cm ²)	使用工種
捨石	無規格石（5～500kg/個）	15～70cm程度	Φ=40°	4,903.3以上	基礎工

5. 工程管理

- (1) 本工事の計画工程については、当該事業における関連工事との調整を密に行い、円滑な工程管理に努めるものとする。
- (2) 工事月報など工事の進捗報告は、当該月の出来高及び状況写真等を毎月25日厳守のこと。
- (3) 工程管理は「土木工事施工管理基準」に従い的確に行うとともに、主要な工程変更は、監督職員と協議を行うこと。

6. 中間検査

- (1) 本工事は、工事出来高が概ね50%を超えた時点で検査を行うこととする。
- (2) 事前に工事打合簿により、検査希望日を申し出ること。

7. 緊急連絡体制等

- (1) 荒天の警報発令時は、状況により現場巡回を行い、監督職員へ結果を報告すること。

8. 港湾・漁港工事における現場環境改善

- (1) 現場環境改善は、周辺環境の美装化や現場事務所及び作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために実施するものであることから、この趣旨を理解のうえ、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- (2) 現場環境改善の内容は、[別表-1]の中から概ね5項目を選択し実施すること。
- (3) 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- (4) 施工計画書に具体的な実施内容及び実施時期を記載すること。
- (5) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
- (6) 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表-1]

計上費目	実施する内容
仮設備関係	仮設備の設置、美装化に要する費用 1. 垂れ幕（横断幕）、2. 工事看板（説明板・案内板・PR看板）、 3. 緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、4. ライトアップ
安全関係	安全器具の美装化、清掃に要する費用 1. 器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、 2. 工事標識、3. 安全標識照明、4. 安全器機（カラーコーン・回転灯）、 5. 安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・ 消火器）、6. 清掃費、熱中症予防、防寒対策
役務関係	「マジック」に係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用
営繕関係	現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 1. 施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、 2. インフォメーション施設の設置および管理運営、3. 行事の開催
防災・危機管理関係	防災訓練に要する費用 1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・ 重機の燃料費、2. 回航えい航費・運搬費、3. 資機材の費用
担い手育成関係	現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 1. 現場見学会の開催・見学用設備、2. パンフレット・工法説明ビデオ、 3. 出張講座の資料作成

[別表-2]

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇、パンフレット・工法説明ビデオ、その他（完成予想図、工法説明図、工事工程表など他の工事に転用できない物）	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（/月）
ライトアップ施設	8%（/月）
電光式標識	4%（/月）
備品類	2%（/月）

- (注) 1 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
 2 類似品は、上表損耗率を準用できる。
 3 一工事において、損耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
 4 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

現場環境改善実施計画書

令和〇〇年度〇〇〇〇工事（〇〇工区）

項目	現場環境改善 を含んだ額 A	共通仮設費 計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
仮設備関係							
購入品	A	B	A-B	D	N	M	C*D*N*M
リース品	A	B	A-B	-	N	M	C*N*M
安全関係							
役務関係							
當繕関係							
防災・危機 管理関係							
担い手育成 関係							
合計							

9. 情報共有システム活用推進

- (1) 発注者との協議・承諾・報告事項等は、工事打合簿により行うことから、情報共有システムを活用すること。
- (2) 情報共有システムは「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「同運用の手引き」に定めたもので“ASP方式”を利用とする。
- (3) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。
 なお、工事稼働状況により、発注者から先発工事と同様のプロバイダを指定する場合もある。
- (4) 工事打合簿一覧表を作成のうえ、打合せ事項の管理を行い、打合簿一覧表は工事終了後の完成図書に添付すること。

10. 管内(県内)建設業者の優先活用・県産資材の優先使用

- (1) 受注者は、電子納品の際、工事完成時に「使用実績報告書」のエクセルデータを納めること。
- (2) 様式は、以下の鹿児島県ホームページから取得のこと。
県ホームページ > 社旗基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> 品質確保 > 管内(県内)建設業者の優先活用・県産資材の優先使用
- (3) 発注者においては、工事完成後、電子納品されたエクセルデータを用いて集計を行うことから、納品の際に受注者は、データの様式をシート削除、ファイル分割など加工しないこと。

11. 環境改善・工事関係書類の簡素化

- (1) 工事の実施にあたっては「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- (2) 県ホームページ
 - ・ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 環境改善実施要領（工事編・業務編）
 - ・ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 工事関係書類簡素化の手引き